

トメントコメコ括総

る検討を含む一連の判断過程のうちどの段階で、また如何なる形で考慮されているのかは、外部から

以上、「判例における専門技術的判断の意味、探る試みとして、伊方判決を起點に考察を行った。もっとも、本来であれば他の判例も含めたよ
り包括的な検討が必要であり、その点で本稿の分析はあくまで暫定的なものに過ぎない。

また、本稿では「専門技術的裁量」とそれ以外の裁量、ないし「専門技術的見地」と「政策的見地」という大まかな区別を用いたものの、後者についても、さらにその内容を細分化・類型化する余地があるようにも思われる⁽⁴⁶⁾。かかる考察はまた、裁判所がそもそも如何なる事実を自身の判断に刷染むものと理解しているかを分析するうえでも、重要となるろう。

* 木研究会は、ISPS科研費(201313316)の助成を得た。

このことは、当該処分等の司法審査を行うにあたって、(審査手法の選択それ自体とは別に)行政の判断過程をどのように追試すべきか、という問題とも関係する。老齢加算東京・北九州両判決は、「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」を主たる手がかりとして、厚生労働大臣による判断の過程および手続における過誤・欠落の有無を審査⁽⁴⁷⁾しているように読める。もっとも、こうした審査対象の限定が妥当なのか⁽⁴⁸⁾、あるいはそもそもかかる判断によって審査対象が限定されたことになるのかは、必ずしも明らかではないようと思われる。

もとども、以上の問題はあくまで「生活外的要素」⁽⁴⁹⁾の勘案を不可避とする生活保護基準改定の

特性に因るものであって、行政による調査義務がどの段階でどの程度果たされたのか(いわゆる事項ごとに検討されるべきである)、考収事項ごとに検討されるべきなのは、専門の点で、結局のところ重要なのは、専門の技術的見地／政策的見地という枠組み自体ではなく、両見地から裁量が認められた処分等の特性を事業ごとに明らかにすることであるように思われる。

* 本研究は、JSPS科研費(20K13316)の助成を受けたものである。

彦龍本山・滋米村・裕臺我曾

曾我部真裕

〔総括コメント1〕 「融合型」の可能性

融合型の國式で言えば、後者が実態である。こうしたあり様は、専門家の側からは介入・統制と捉えられることもしばしばで、それが初期の専門家会議による独自の発信の背景にもなったと思われる。

では、座談会のアナザーストーリーとして、融合型を前提に、その適正性を確保するための方策を考えてみることにしたい。まず、融合型には一定の利点を指摘できよう。すなわち、何よりも、分節型にあっては、専門家の側に、行政の有する権限、人員、予算等のリソースの制約にに関する情報が不十分となりがちで、実施可能な方策を適切に提言することに困難が伴う。「大所當所からの助言」が利点となる場合もあるが、コロナ対策のよ

また、分節型においては、大臣等が判断の根拠をもつ行政との協働が有益となりうる。また、分節型においては、大臣等が判断の根拠をもつ行政との協働が有益となりうる。この場合、台湾等を説明することが求められる。この場合、台湾で2020年1月から140日間連続で長時間の記者会見を開いて説明を続けた保健相(衛生福利部長)のような例が念頭にあるのだろうが、日本で同様の人事配置や対応を行なうことは直ちには容易でないよう思われる。分節型では、対策の検討を招くおそれがある。

さうして、万葉筆にめつこも、科子技術と云體の想定するような分節があり方が唯一のものではないよう思われる。すなわち、専門家は専門的知識を提供し、政策判断は政治・行政過程で行うというのが分節型の理念型であろうが、両者が明確に区別できるわけでもなく、専門家がその役割にとどまる保証もない。専門家といつても多様なものがあるところ、上記の区別は一定のカテゴリー

44) 参照、前田・前掲注40、324頁以下。

45) 老舗加賀屋をめぐる騒動の見解として、前田雅子「判決（老舗加賀屋・北九州事件）」ジリスト臨時増刊1453号、平成24年重要判例解説第38頁以下、村上裕光「判決」同、前掲注21) 274頁、山本龍彦「生産地」財政統制機能に関する解説、平成24年重要判例解説第38頁以下、村上裕光「判決」同、前掲注21) 132頁以下。

46) 政治的・政策的立場に関する最近の検討として、高橋正人「政治的立場・政策的立場」民主的意思決定への裁判所の関与について」法政研究「懇親会」(中川文久著)、24卷2号、1990年。

47) 換言すれば、最高裁の「恩准会」(中川文久著)、「司法と裁判所の『恩准会』」と「恩准会」(中川文久著)、1893年～1950年のアメリカ行政法について(一)「法學研究会雑誌107号(1990年) 62頁)を明らかにする試みである。

48) 挽遣すれば、(一)「法學研究会雑誌107号(1990年) 62頁)を明らかにする試みである。

以上、「判例における専門技術的判断の意味」を探る試みとして、伊方判决を起点に考察を行つた。もとより、本来であれば他の判例も含めたよどみない。しかし、本稿では「専門技術的裁量」とそれ以外の裁量、ないし「専門技術的見地」と「政策的見地」の大きな区別を用いたものの、後者についても、さちにその内容を細分化・類型化する余地があるようにも思われる⁽⁴⁶⁾。かかる考察はまた、裁判所がそもそも如何なる事項を自身の判断に割り当てるかを分析するうえでも、重要なところである。

(たしか)こうき　岡山大学専任講師
務がどの段階でどの程度果たされたのか、どうことが、考慮事項ごとに検討されるべきであろう⁽⁴⁵⁾。その点で、結局のところ重要なのは、専門技術的見地／政策的見地という枠組それ自体ではなく、両見地から裁量が認められた处分等の特性を事業ごとに明らかにすることであるようと思われる。

44) 参照、前田一樹著[40]、224頁以下。

45) 老舗加賀屋止とめくる道程を剖る見解として、前田雅子「辨社（老舗加賀屋・北川州判所）」ジュリスト出版社刊[41]、平成26年重要判例解説38頁以下、村上裕哉「判出」同、前掲注[21]、274頁、山本龍彦「生存權」の財政統制機能について（*法政大法政研究*、1990年春号）、20頁。

46) 政治的・政策的較量に關する最近の検討として、高橋正人、「政治的裁量・政策的較量の統一——民主的意見決定への裁判所の関与」*法政大法政研究*、24(2000)、1頁以下。

47) 換言すれば、最高裁判所の「憲思社」(中川)と文部省司法院の「思想律」(行政裁判所)——1803年へ1950年のアメリカ行政法について（*法学会雑誌*107卷4号〔1990年〕621頁）を明らかにする試みである。

る。公文書管理法は、公文書管理委員会に対して改善勧告の権限を付与しているが（公文書管理条例31条）、近年、公文書管理に関する問題が次々に明らかになる中でも、勧告権限の行使例は見当たらない。かねて指摘のある通り、委員会のリソース拡充は緊急の課題であろう。

次に、記録やデータが存在したとしても、それを読み解き、適切な形で政治責任の追及に結びつけるための体制も重要である。この点で注目されるのは専門家を念頭に置いていたものかもしれない。国際機関で伝染病対策に長年従事してきた実務経験豊富な人物に対して、プラットな選択肢の提供にどどまるべきだとすることは適切なのだろうか。いずれにしても、専門家が政策的な提言をした場合に、融合型であれば、共同決定の責任を負ううういうこと、分節型ではそのようには行かず、政冶家としてはそれに従うことであらの追及を回避することができる。

3 他方、融合型においても、当然のことながら、政治家が責任回避・責任転嫁を図ることは現実には存在する。しかし、規範的には、融合型においては、政治機構に組み込まれた専門家の判断も含め、決定された政策に対する責任はすべて政治家が負うことになる（実は、このことは制度的によほど高度の独立性を認める場合でない限り、分節型でも同じであるが）。

ここで、自営機構と専門家の会議のこの類似性を指摘したい。両者は一見大きく異なるようにも思われるが、類似点も少なくない。公法學や行政學においては、官僚機構も政治家との対比で一定の専門性と自律性をもった集団として扱われており、政治家による統制不足によるエージェンシー・ラック問題が生じる。しかし、法制度上では、官僚組織の判断の責任を負うのは大臣である。政治家が専門家に及ぼす影響は、専門知識

の場合と比較して小さいが、程度の差にすぎないとも考えられ、法制度上は、専門家の判断の責任を負うのは大臣だということになる。したがって、国会答弁において、専門家の判断に従った旨述べるだけでは、大臣の責任を果たしたことにはならないことを確認する必要がある。

他方で、実際には、このような答弁で責任回避を図るケースは想定され、また、大臣が専門的な責任について、説明つかず畠田七十分行(ナシムラナナシブン)が考

4 検証可能性の確保の前提は、記録作成とその保存である。この点については、複数の論考で言及されているが、とりわけ灘谷論考が詳細である。公文書作成と保存に向けたインセンティブが低い中で、ガイドラインを作成しても容易に骨抜きになってしまう構造がそこでは描かれている。

題であるから、どのような者を対象にどのように規制をするかについては多様な選択肢がありうることからすれば、多少なりとも数量を認める余地があることは否定できない。他方で、対象となる特定の飲食店にとって、命令は営業の存続に関わる重大な措置である。そうした中で、特定飲食店に時短命令を発したことの判断過程が綿密に審査される必要があり、そうした中で専門家の判断の根拠及びその記録のあり様が問われるべきであろう。

その実効性確保のための組織である。

「元々は国云による裁判権に基づいていた」とあるが、司法もこの点で重要な役割を果たしている。田代論考によれば、専門技術的裁量の問題を分析しているが、その中で、生活保護における老齢加算控除訴訟を例に、行政の判断過程をどうのように追証すべきかという点に言及している。ここでは、そこで展開された判断過程審査が、前記の論文と同様に、行政の手続ともなりうる点に注目したい。

（イ）うち、半断面過程を審査する前提として（は）記録が必要であり、記録がなければ適切な半断面過程を経たことが立証できないことになるのだとすれば、（は）張立証責任の問題には立ち入らないものの、記録がないければ訴訟に耐えられないなどれば、訴訟が想定される場合には、公文書を適切に作成し管理するインセンティブとなります。現在進行中の憲法訴訟でも、この点は問題となる可能性があります。

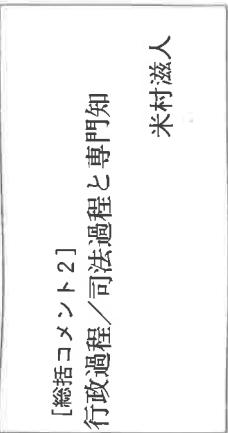
科学的判断と行政

今回の各論稿においては、行政過程との関係の分析が中心であった。このうち、椎名論考と小川論考は、他国専門家組織等の現状につき詳細な紹介・解説を行う形で特に有益な示唆を与えるものであった。

もとつも、椎名論考では、米国の行政決定における専門知の扱いにつき制度的・歴史的な背景を含む現状が詳しく解説されている一方、新型コロナ感染症対策に関するタスクフォースと大統領を中心とする政治部門の関係性については明確に説明されていない。また小川論考では、フランスにおけるCOVID-19科学評議会などの専門家組織の行政決定に活用する際の仕組みの一般的分類として、(i)主任科学顧問モデル、(ii)行政統合および独

立専門家委員会モデル、(b)国立公衆衛生研究所または保健機関モデルに分類する議論を紹介している。しかし、小川論文でもCOVID-19科学評議会と政府の関係性の詳細は明らかでなく、また、日本とも上記(a)に分類されるものの、専門家組織の政策決定における役割が日本で全く同一であると言えるかは明確化されていないように思われた。総じて、日本でも他国でも、新型コロナ対応が行政過程の中で決定されている一方で、行政過程における専門知の取り扱い方は極めて多様であり、各国内においても、個別の問題ごとに専門家の扱われ方は異なつていた可能性もあるから

これに關して、座談会で話題となつた「融合型」「分節型」の區別について、若干の補足をしておきたい。座談会で筆者が「分節型」が望ましいことを述べたのに対し、複數の参加者から、現実には「融合型」で運用せざるを得ない旨の指摘があつた（この点につき、曾我部教授の終括コメントも参照）。ただ、筆者としては、両者は理念的なモデル型としては明確に区別されるものの、現実行政決定の中では両者が不分明に機能する、ないしは案件ごとに異なって運用されることもありうる（）と考へており、いづれか一方のみを固定的に運用することが望ましいと主張するものではない。



企画趣旨

家会議（武藤官報 COVID-19 年 1 月 2 日付）によると、
題「法律特報93巻3号〔2021年〕73頁」を引き継ぐ
ロナ対策分科会は、令和3年改正に伴いステイ
スが下がり、その役割が限定されなどと考えてよい
だろう。代わってステータスが上がったのは、
「意見述べる範囲〔を〕、基本的対処方針と公示
内容に限定され、受動的な役割に留ま〔った〕」
(武藤、前掲73頁) 基本的対処方針等諮問委員会の
後継組織となる基本的対処方針分科会(以下、「対処
方針分科会」という)であった。対処方針分科会に代
は、会議令4条において、コロナ対策分科会に代
わって正面から位置づけられ、その活動も、政策
的提言を行わないからだらで、活発に行われている
ようである(座談会中の武藤発言参照)。こう見る
と、コロナ対策の専門家組織は、専門的助言組織
といふ「有識者会議」本来の役割へと落ち着いて
きているようにも思われる。

4 コロナ対策の専門家組織に、法令上適切な位置づけが与えられたとしても、同組織に属する専門家が、自らの使命感や責任感から「前めの頭痛い」となり、統治領域に踏み込むこともある。内閣の側が、そもそもそのための能力を明示的に要求せざるを得ないにともかくわららず)、また権限を与えていない間に政策決定過程を迂回する」ために、「通常の政策決定過程を移譲する、(佐藤謙参考)、有識者会議に政策決定を押し付けることもある(は巧妙なやり方で)」ために、専門家と統治過程との機能的連携が崩れることは十分に考えられる。対処方針の象徴的存在である会長が、首相の分身のごとく政治過程に現れ、政策的発言を繰り返すコロナ対策の現状においても、なおこうしたリスクが存在していることは否定できない。

椎名謙考や小川論考が取り上げるアメリカやフランスの実例は、彼の地では、分節化を担保するための具体的な制度が考案・実装されてきたこと、また何よりも、両過程の割れ合いや交錯を抑

私有した上にチラリと吹き出しがあります。ただくこくにした。

異なる専門家による手法による研究にしても、経済法学者と経済学者は、市場を研究対象とし、市場の健全な発展に研究の目的があることから、学問的な話をする可能にする素地があり、経済法学者と産業組織の間で織論・競争政策をテーマとする経済学者の間では、これまでも、独禁法の審決事例について学際的な検討を行ってきた実績がある（たとえば、岡田祐・川瀬昇・林秀弥編著『独禁法審判判決の法と経済学—事例から読み解く日本の競争政策』[東京大学出版会、2017年]）。

本企画では、同時に、知的財産法、涉外法、刑法、民法から見た場合に、プラットフォームビジネスの展開にともなって、どのような問題が生じているのか、從来の研究で対応可能な問題とそうでない問題は何か、他の学問領域との共同研究の必要性があるのはどのような点なのか、その場合に、各専門分野のアプローチの特徴がど

全画譜—69